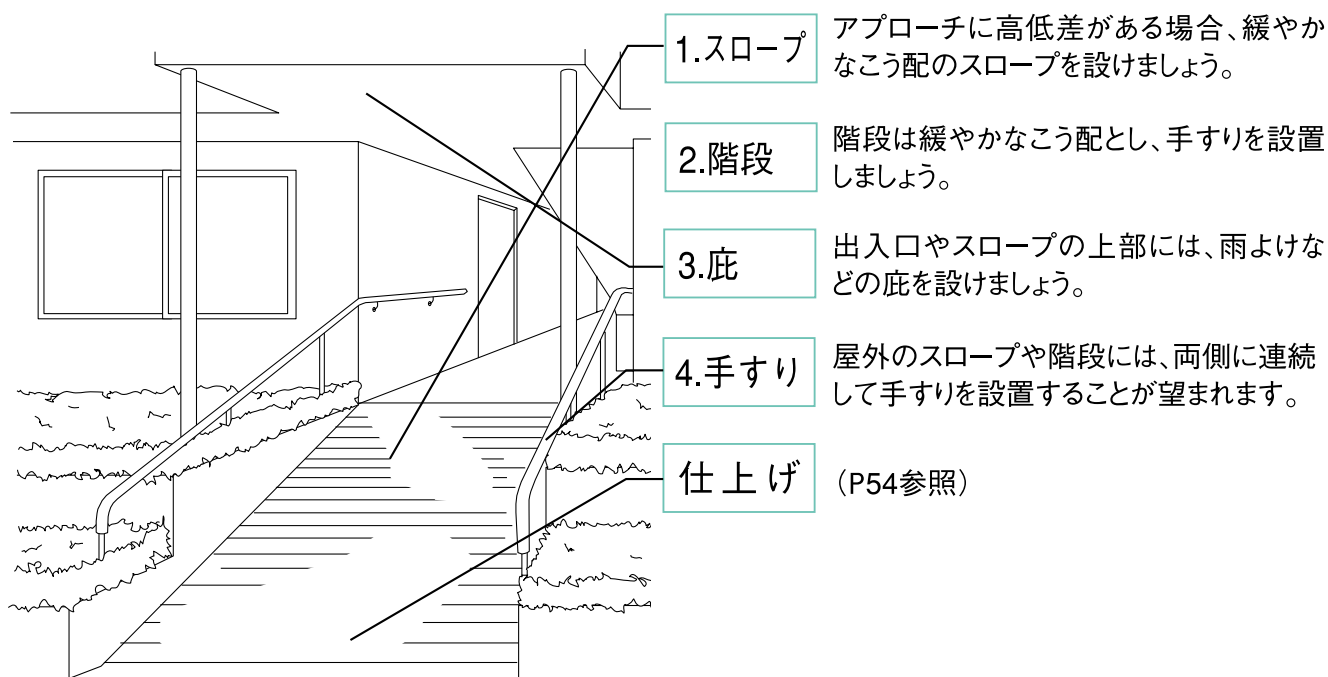



5-1 住棟アプローチ

集合住宅におけるアプローチは、様々な人が行き来し、利用する場所であり、だれもが安全に利用できる必要があります。段差のあるところには緩やかなこう配の階段やスロープを設置したり、また、滑りにくい路面にするなどの配慮が必要です。



1 住棟アプローチのスロープ

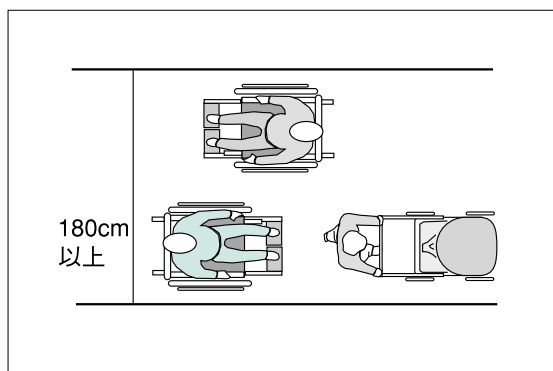
配慮したいこと

 通路と敷地および住棟出入口との間は、雨水処理のため、段差が生じやすい場所です。ベビーカーや車いす利用また杖を使用した通行に支障があるため、住棟出入口までのアプローチにスロープを設けます。

■幅員

スロープは、ベビーカーや車いすで通行でき、すれ違うことのできる最低限の幅を確保しましょう。

参考図など



■こう配

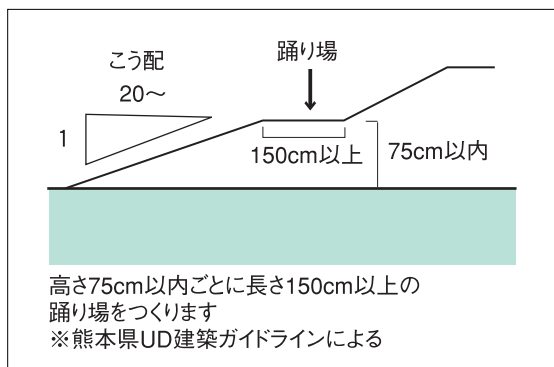
こう配はできる限り緩やかにしましょう。

■踊り場

長いスロープでは途中に踊り場を設置し、休憩や方向転換ができるようにしましょう。

■その他

スロープの左右は滑落防止・車いす脱輪防止のために立ち上がりを設けましょう。



●こう配と踊り場

2 住棟アプローチの階段

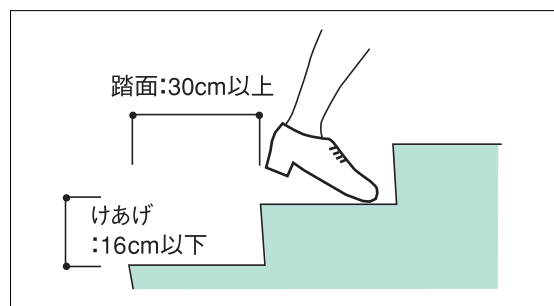
配慮したいこと



階段はできる限り緩やかにし、滑りにくい仕上げにしましょう。

また、階段の両側には手すりを設置するとともに、夜間の転倒事故がないよう、足元灯などの照明にも配慮しましょう。

参考図など



●踏面・けあげ

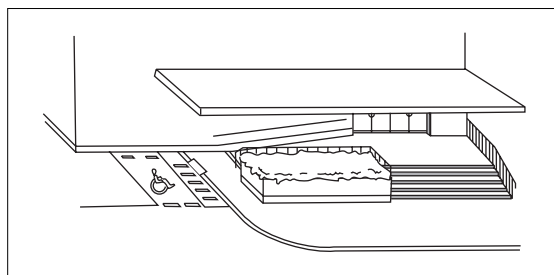
3 住棟アプローチの庇

配慮したいこと



子どもづれやベビーカー、車いす利用また杖を使用した通行の安全や快適性を確保するため、出入口やスロープの上部には、庇を設けましょう。

参考図など



●庇のイメージ

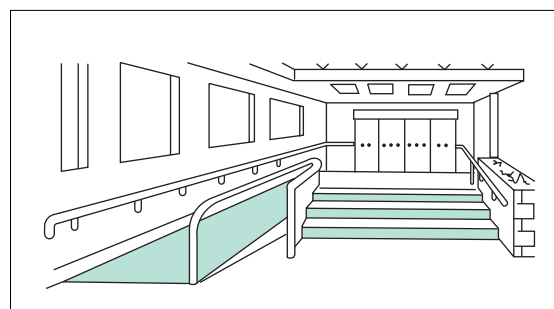
4 手すり

配慮したいこと



手すりは連続して堅固に取り付けるとともに、手触りや耐久性にも配慮することが大切です。

参考図など

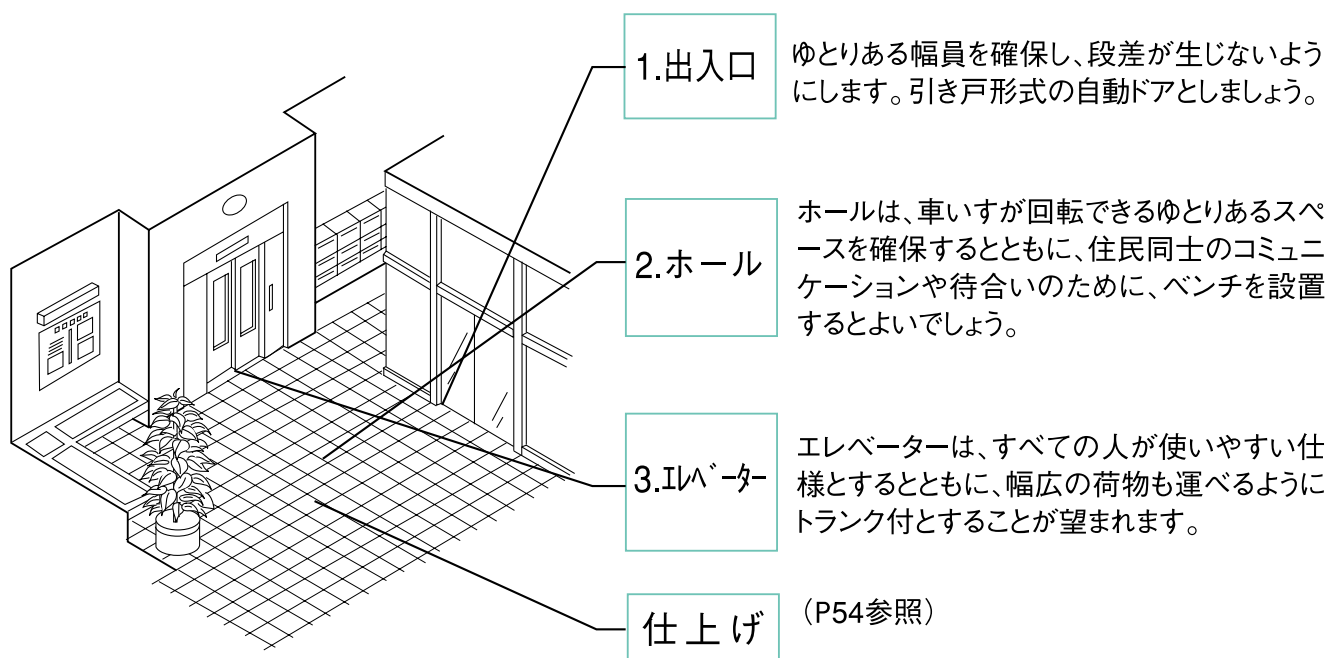


●手すりのイメージ

5-2 住棟ホール、エレベーター

住棟ホールは、居住者間のコミュニケーションの場として、大切な空間です。子どもから高齢者まで様々な身体状況の人たちの利用が考えられます。だれでも安全に利用できるように、ホールの広さや出入りのしやすさとともに、滑りにくい床仕上げについても配慮が必要です。

また、上下階の移動を容易にするため、エレベーターを設置することが望まれます。



1 出入口の幅員や段差

配慮したいこと



■幅員

出入口は、ベビーカーや車いす利用、また、杖を使用した通行、人の介助による通行、緊急時の担架の移動に支障のない幅を確保します。

■段差

出入口は、段差のないものとします。

参考図など



●通行に支障のない幅が確保された出入口

2 住棟ホールのつくり

配慮したいこと



■スペース

住棟ホールのスペースは、その住戸数に応じた広さというものがありますが、加えて、ベビーカーや車いす利用による住棟への出入りや、エレベーターの利用がしやすいように、十分なスペースを確保します。

■ベンチの設置

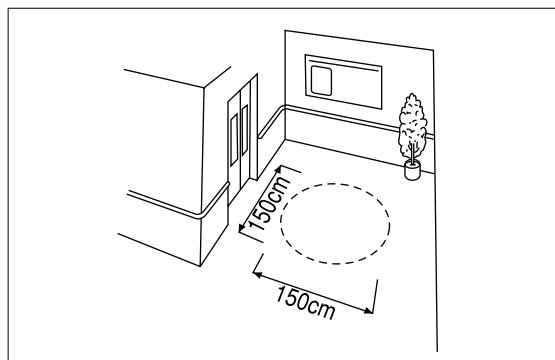
エレベーターの待ち合いや外出先からの帰宅時に荷物を置いたり、座って休憩をとったりできるベンチを設置することが望めます。

■郵便受け、掲示板

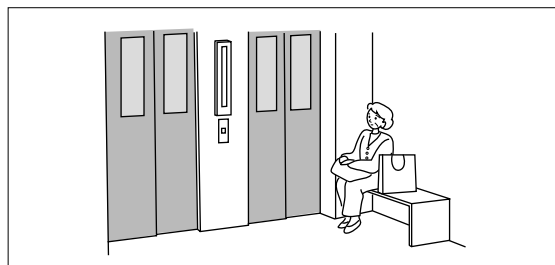
郵便受けは、すべての居住者に取り出しやすく、また、風雨の影響のない位置に防犯性に配慮しながら設置します。

掲示板は見やすく、通行に支障のない位置に取り付けます。

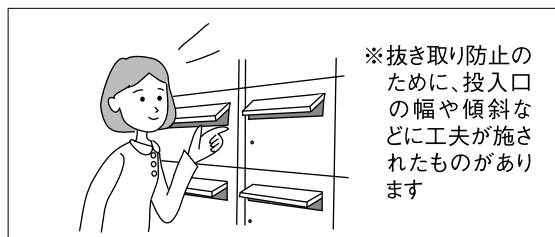
参考図など



●車いすの回転に必要なスペース



●ベンチを設置したイメージ



●防犯性のある郵便受けのイメージ

3 エレベーターのつくり

配慮したいこと



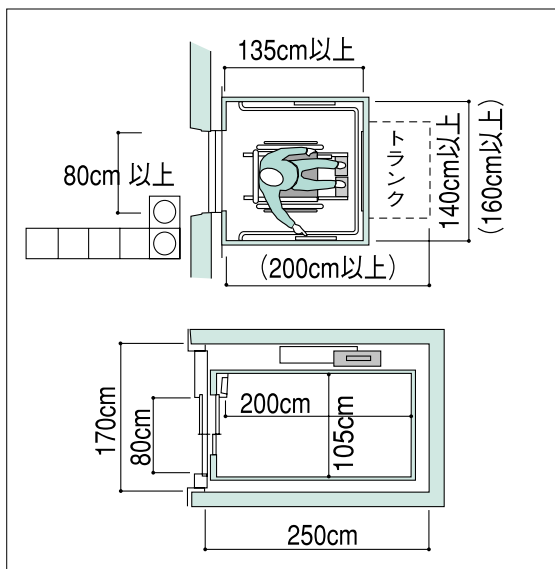
子どもや妊産婦、お年寄りには、階段の利用が負担になることが多く、エレベーターを利用することで上下階の移動が容易になります。

設置するエレベーターは車いす利用などに配慮した福祉対応型とします。

また、担架などの運搬を考慮した奥行きのを設置すれば、なおよいでしょう。

防犯対策として防犯窓や防犯カメラ、防犯ブザーをつけることも検討しましょう。

参考図など



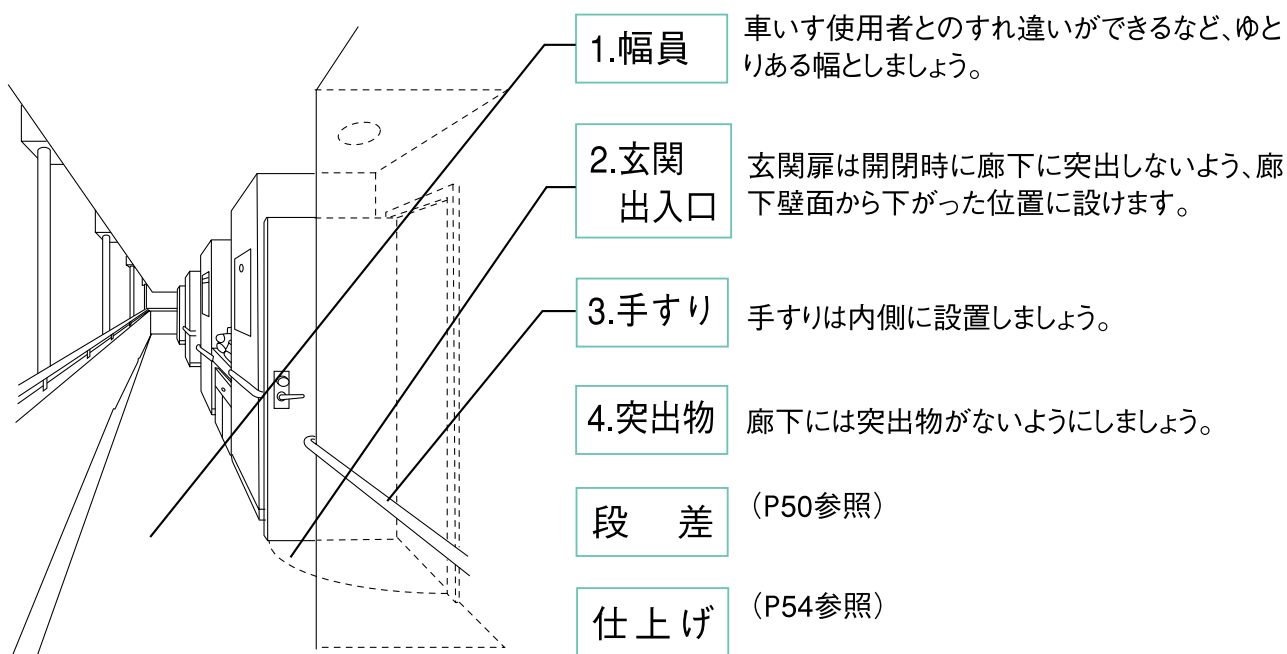
●エレベーターの例

5-3 共用廊下

集合住宅の共用廊下は、様々な人が通行し、また、非常時には避難経路にもなります。

車いす利用また杖を使用する場合も安全に通行できるよう、段差の解消や手すりの設置、十分な幅員の確保などが重要となります。

また、共用廊下に直接面する各住戸の玄関は、廊下壁面から下がった位置に設け、玄関扉が通行の妨げにならないように配慮しましょう。



1 共用廊下の幅

配慮したいこと

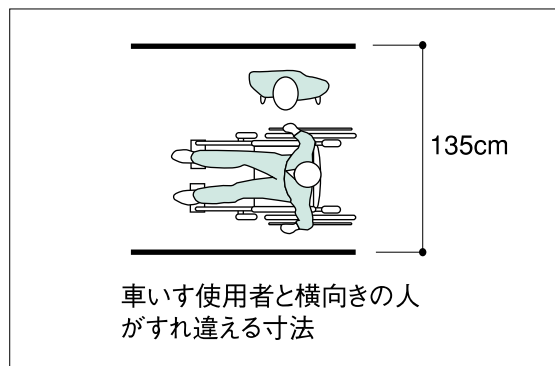


共用廊下は、様々な人が利用するところであり、各住戸と外部とを結ぶ重要な部分です。

したがって、手すりを設置し、ベビーカーや車いす利用また杖を使用した通行を考慮した幅が必要です。

特に、車いすの通行を考えると、車いすと人とがすれ違うことができ、車いすが回転できるだけの幅が望まれます。

参考図など



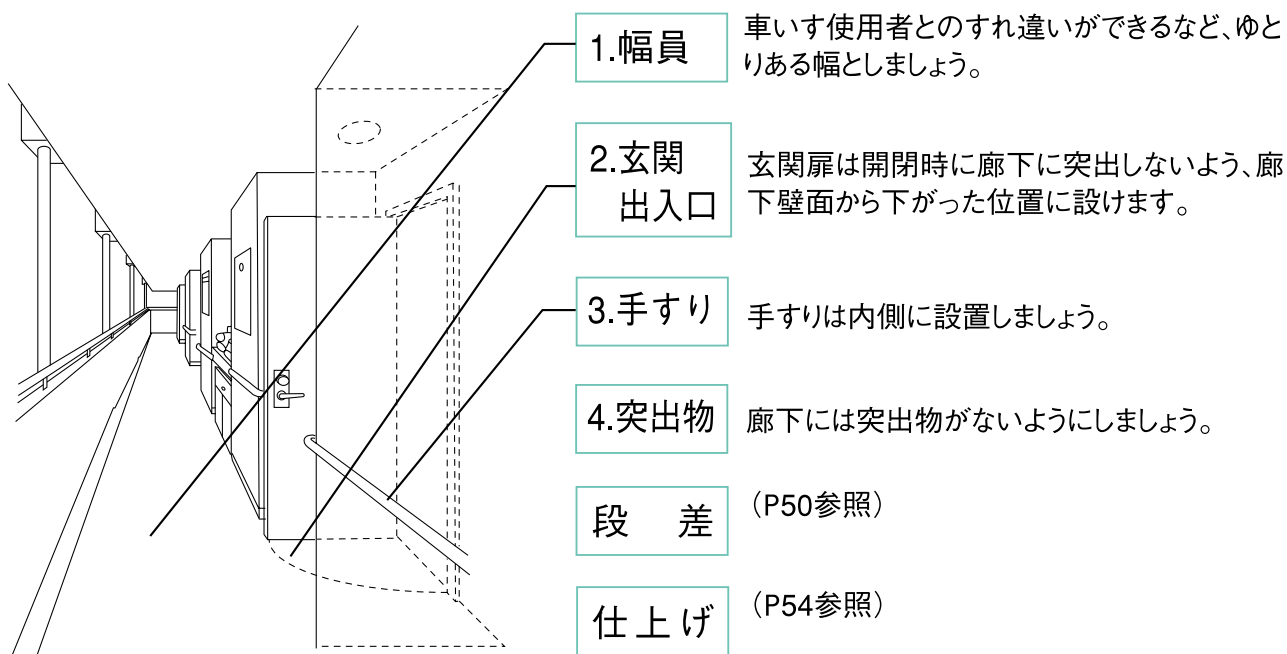
●幅員

5-3 共用廊下

集合住宅の共用廊下は、様々な人が通行し、また、非常時には避難経路にもなります。

車いす利用また杖を使用する場合も安全に通行できるよう、段差の解消や手すりの設置、十分な幅員の確保などが重要となります。

また、共用廊下に直接面する各住戸の玄関は、廊下壁面から下がった位置に設け、玄関扉が通行の妨げにならないように配慮しましょう。



1 共用廊下の幅

配慮したいこと

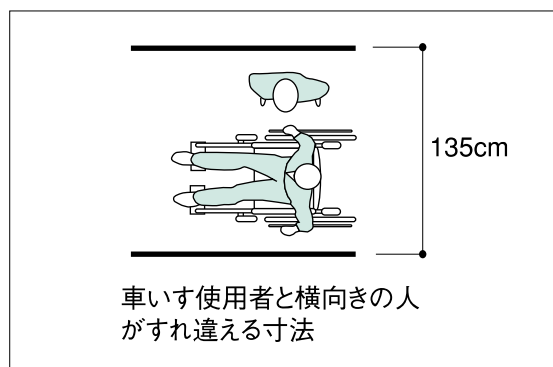


共用廊下は、様々な人が利用するところであり、各住戸と外部とを結ぶ重要な部分です。

したがって、手すりを設置し、ベビーカーや車いす利用また杖を使用した通行を考慮した幅が必要です。

特に、車いすの通行を考えると、車いすと人とがすれ違うことができ、車いすが回転できるだけの幅が望まれます。

参考図など

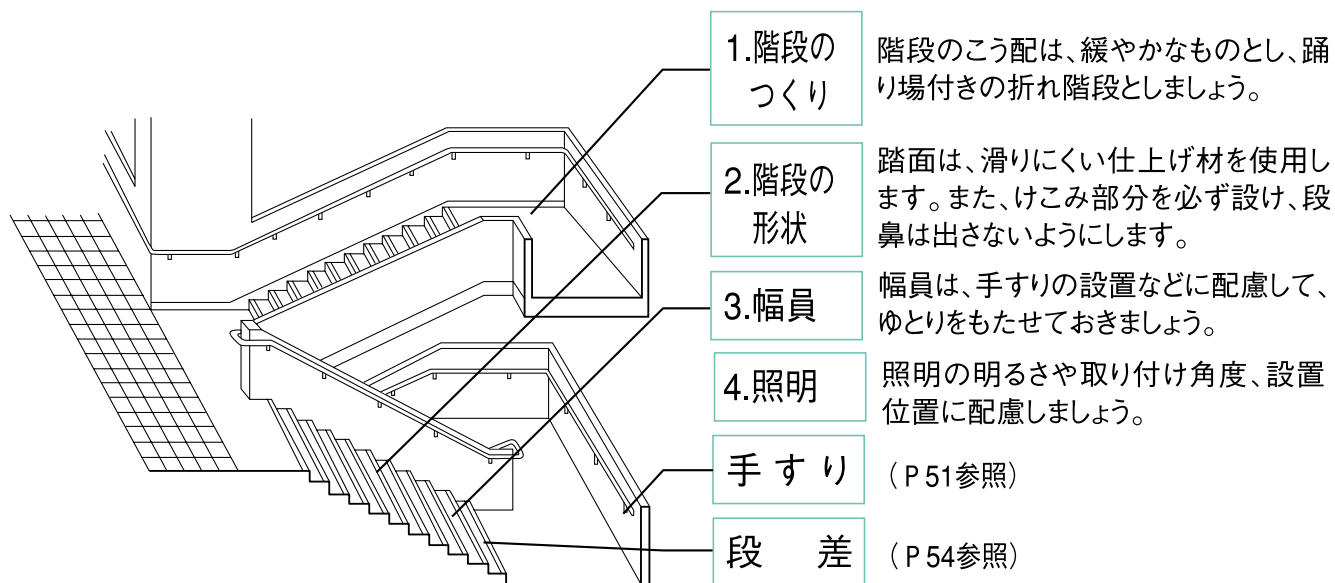


●幅員

5-4 共用階段

集合住宅の共用階段は、外部空間と各住戸を結ぶ経路であるとともに、非常時の避難経路ともなるところです。

だれもが避難時も安全に上り下りできるよう、階段のこう配を緩くしたり、手すりを設置するなど、安全かつ容易に上り下りができるような配慮が必要です。



1 共用階段のつくり

配慮したいこと

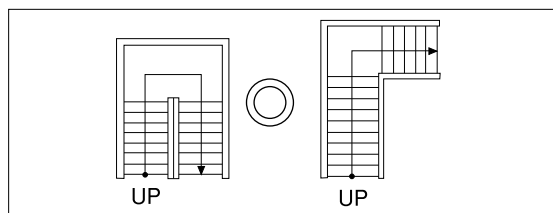


階段の形式は、転落した場合を考慮し、落下距離を短くするよう、踊り場付きの折れ階段としましょう。まわり階段は、踏面の形状が段ごとにかわるため、なるべく避けるようにします。

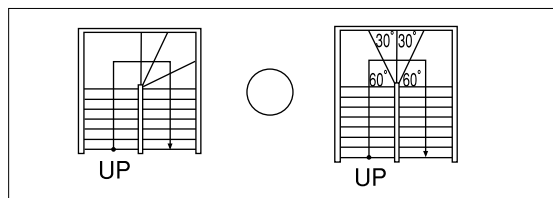
さらに、非常時の避難の際の待機場所を考慮すると、踊り場の幅は階段の幅以上確保することが望まれます。(例えば、階段幅1に対し、踊り場幅1.5)

また、階段の一番上の段を廊下にくいこませたり、一番下の段を廊下に突出させたりすると、踏み外しやつまずきの原因となり危険です。

参考図など



●踊り場付き折れ階段の例



●まわり階段の例

2 階段のけあげ・踏面・けこみ

配慮したいこと



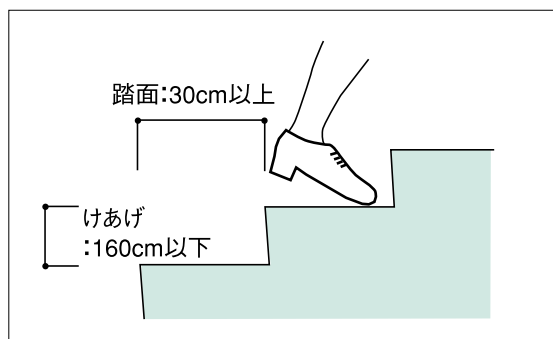
階段のこう配とそれを決める踏面・けあげの寸法は、安全性の点で極めて重要です。階段のこう配はできる限り緩やかにし、楽に行き来できるようにしましょう。

階段の形状が不適切だと、つまずきなどの原因になるので十分な配慮が必要です。まず、段鼻は突き出さないようにします。

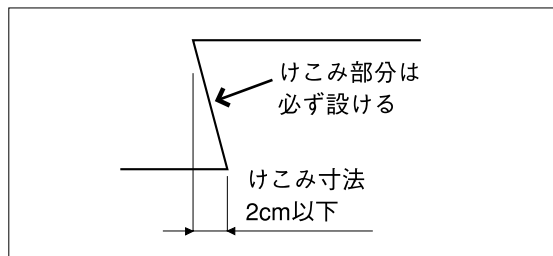
また、けこみ部分がないと足を滑らせたり、不安感を与えるので必ず設け、上の際につまづかないようにけこみ寸法に注意します。

さらに、廊下などの床と階段の踏面とは色や材質を変えるなどして、容易に見分けられるようにしましょう。

参考図など



●踏面・けあげ



●けこみ

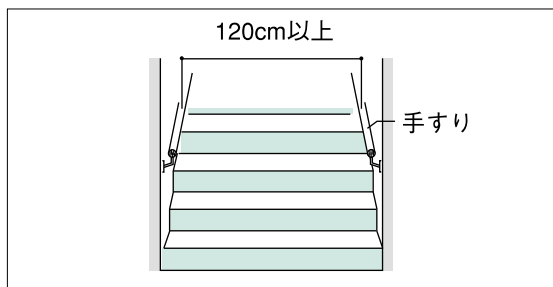
3 共用階段の幅

配慮したいこと



共用階段および踊り場の幅は、小さな子どもづれの人や杖を使用した通行、すれ違いを考慮して、ゆとりをもたせておきましょう。

参考図など



●階段の幅の目安

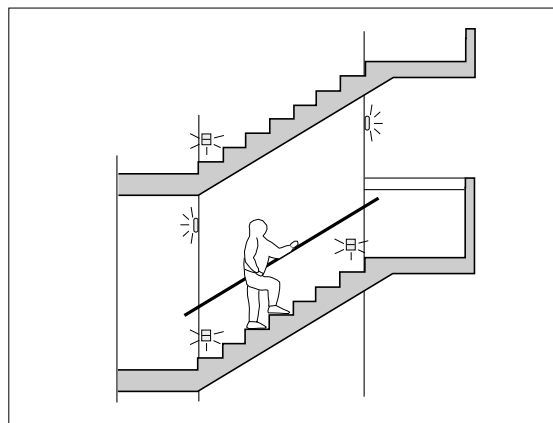
4 共用階段の照明

配慮したいこと



照明は取り替えしやすい位置にするとともに、引っ越しの際に家具などが当たらないように形状や取り付け位置に配慮しましょう。

参考図など



●共用階段の照明のイメージ

6 住宅改善の事例

家族構成の変化や身体状況の変化により増改築したり、改造したりすることがあります。近年は、介護保険を利用した高齢者対応の住宅改善が多くなっています。

住宅改善の内容は、現在の住まいの状況や家族の介護力の状況、改善を必要とする身体の状態により異なります。快適で住みやすい改善を行うためには、様々な分野の専門家に相談することをお勧めします。

1 住宅改善に係わる様々な専門家

配慮したいこと



住宅改善を進める際には、設計者や施工者だけでなく、必要に応じて保健・医療・福祉などの専門家も交え、心理面や経済的な側面への配慮について対話することが大切です。

立場・職種	主な役割
設計者 施工者	● 建築、設計、インテリアに関する専門的な知識をもっている
看護師 介護福祉士	● 住宅での看護・介護について、より専門性の高い知識をもっている
保健士 社会福祉士 介護支援専門員 (ケアマネージャー)	● 医療・保健・福祉と家族の双方の情報をもっている ● 福祉用具を使用する場合、日常生活用具の給付制度など、公的制度の情報をもっている
PT 理学療法士 OT 作業療法士 ST 言語聴覚士	● 車いす、杖など福祉用具の使用方法、住宅の改造などで助言する
福祉住環境 コーディネーター	● 医療・保健・福祉関係者を通じて住まい手のニーズをくみ取り、設計・施工者とのパイプ役を果たす
公的機関	● 住宅改善に関する相談、融資・補助などを行う

●住宅改善に係わる様々な専門家

2 住宅改善の事例紹介

配慮したいこと



住宅改善は、家族や住宅の状況などに応じて様々な内容がありますが、主な事例について紹介します。

玄関・アプローチ

改善前

改善後

- 車いすでも玄関を出入りできるように、上がり框部分に簡易スロープを設置しています。

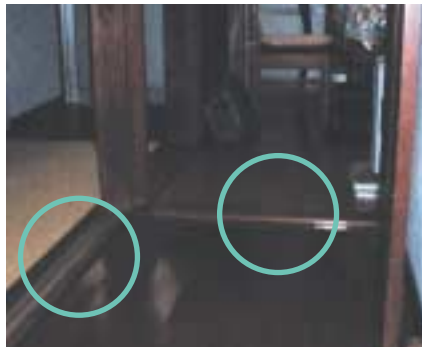


廊下

改善前

改善後

- 戸やふすまの敷居部分の段差につまずかないように、廊下の床をかさ上げて、段差なしとしています。



階段

改善前

改善後

- 安全に階段を上り下りできるように、手すりを設置しています。



便所

改善前

改善後

- 立ち座りが楽になるよう、和式便器から洋式の腰掛け便器に取り替えています。また、側面にはL型の手すりも設置しています。



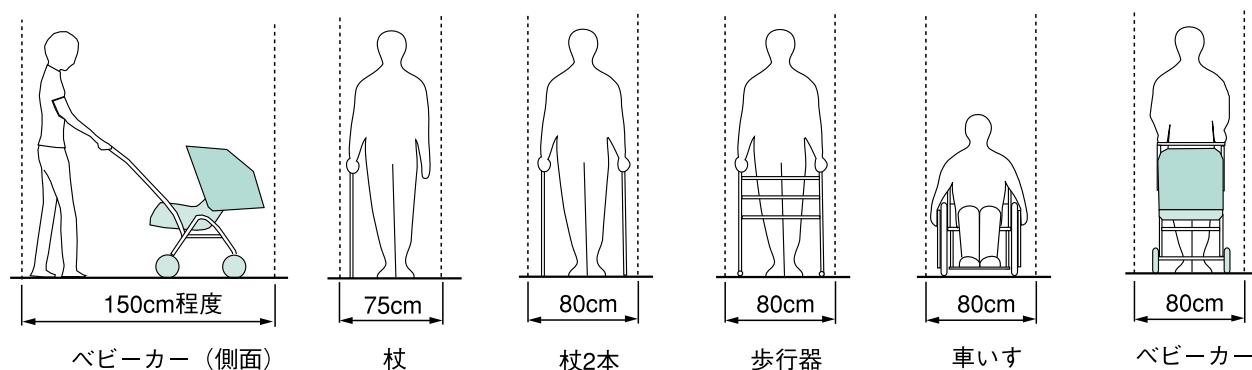
7 基本的な寸法・広さ

車いすでの移動に対応できれば、ベビーカーを使う家族、杖を使用した歩行にも対応可能です。ただし、限られた面積の中で当初から車いす（介助用車いす）対応とすることが、他の様々な制約になる場合もあります。そのような場合は、便所と洗面所をワンルーム化するなどの改造で対応する方法があります。

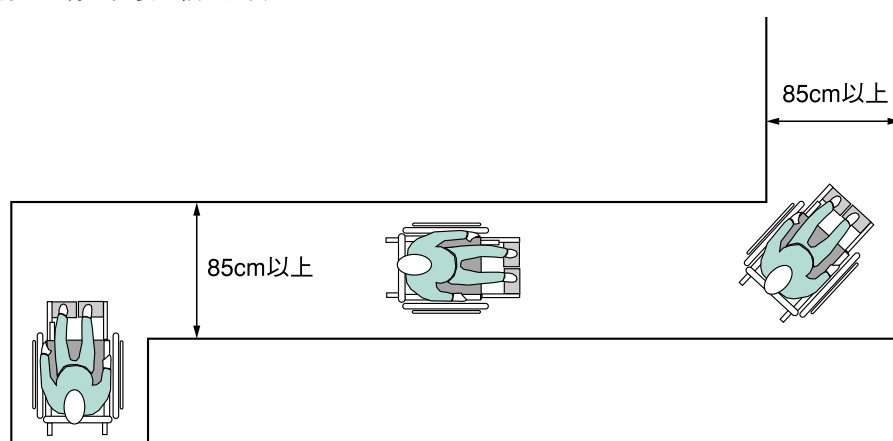
■参考寸法

以下に、幅や高さに関する標準的な寸法を示します。実際に使いやすい寸法は、使用するベビーカーや車いす、個人の体格や障害の有無、障害の種類などによって異なり、これらの数値はあくまで参考です。

実際住む人と現場でチェックしたり、場合によっては作業療法士（OT）、理学療法士（PT）と相談するなど、個別の条件に合わせた住まいを考えていくことが重要です。

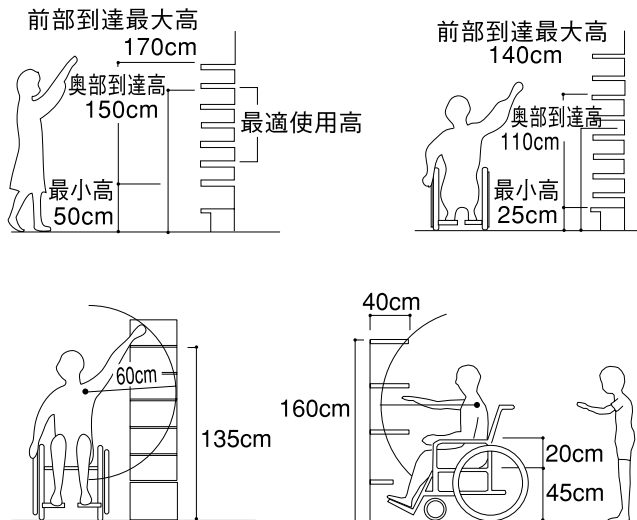


●様々な状況別の通行に必要な幅の目安

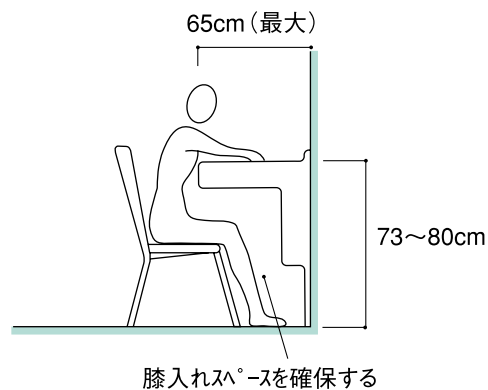


●車いす使用で曲がり角のある廊下の有効幅の目安（屋内）

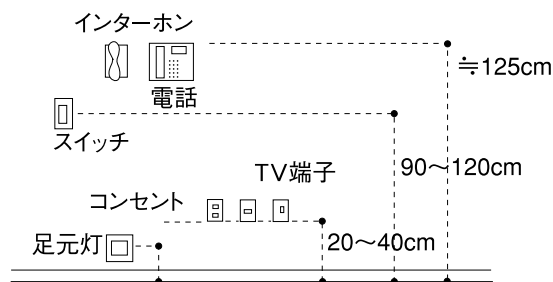
●高齢者と車いす使用者などの到達高さの目安



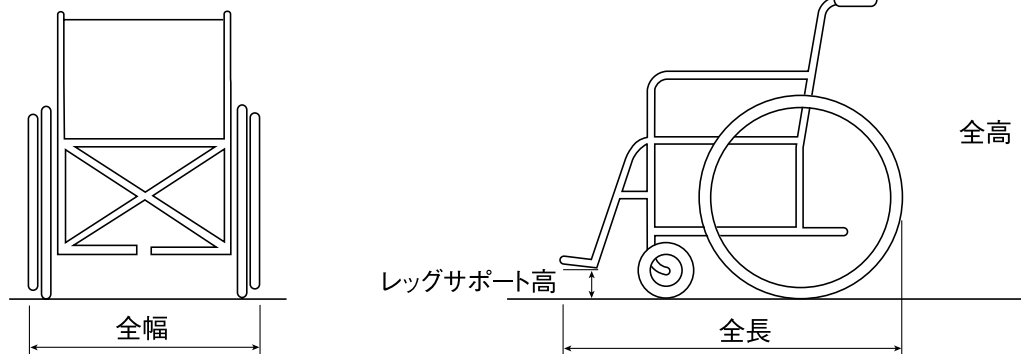
●いすに腰掛けて使用する場合のカウンター高さの目安



●スイッチ類の望ましい高さ



●車いすの寸法

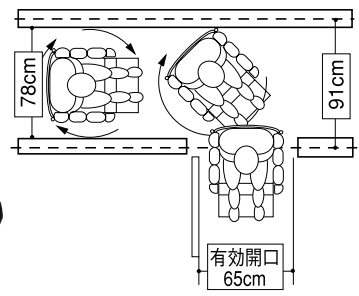


●日本工業規格(JIS T9201)による車いすの寸法

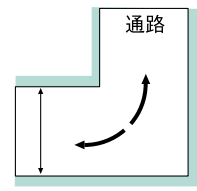
部 位	寸法値
全 長	120cm以下
全 幅	70cm以下
レッグサポート(フットレスト)高	5cm以上
折りたたみ幅	32cm以下
全 高	109cm以下

※全幅は70cm以下としていますが、日本国内の建築関係の現状を考慮すると、当分の間、全幅は65cm以下が望まれます。

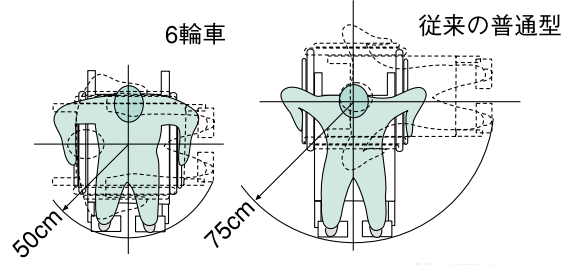
● 電動車いすの例



● 6輪の車いすの例



- 6輪車の場合
通路幅: 70cm以上が必要
- 従来の普通型の場合
通路幅: 82cm以上が必要



● ベビーカー (A型の一例)



● ベビーカー (B型の一例)



使用年齢: 生後2ヶ月～満2歳程度
車輪の直径が18cm以上と大きく、歩道などの凹凸にスムーズに比較的対応しますが、小回りが困難です

使用年齢: 生後7ヶ月～満2歳程度
車輪の直径が11.5cm以上であることから、A型よりも小回りがききます

4

住みごこちを高めるために …追い求めるデザイン

快適な住まいに永く住み続けるためには、より住みやすくするための工夫と住まいの点検が必要です。

1. 住まいの維持管理について
2. 住まいの評価について

1.住まいの維持管理について

■住まいの維持管理

建物は完成してから次第に外壁の亀裂、建具のガタつき、塗装の損傷など傷みが始まります。屋根、外壁など場所毎に分けて住まいのメンテナンス暦をつくり、こまめな保守管理をすると、建物は長持ちし、大きな経済的出費につながるものが少なくなります。また、いつまでも清潔で快適な住まいを保つためには、掃除をすることも大切なことです。

照明器具、空調機についても、定期的に手入れをすると、器具の性能をフルに引き出すことができ、省エネルギーにもつながります。

■住まいの改善・増改築

家族構成が変化したり身体に障害が生じた場合には、住まいの改善や増改築など適切な対応により、永く住み続けられる住まいとすることが大切です。

住まいの改善や増改築が必要な場合には、設計者や施工者に相談しましょう。また、簡易な福祉用具で対応できる場合でも、使用の際は専門家に相談することをお勧めします。

2.住まいの評価について

完成した住宅に実際に住みはじめると、家族の成長や近隣住民とのお付き合いの中で新たな課題や改善点が見えてくる場合があります。そうした課題や改善点について、どのようにしたら家族全員が暮らしやすくなるか考え、工夫していくことが必要です。

また、近隣住民とのコミュニケーション、街なみへの配慮などそれぞれがユニバーサルデザインによる住まいづくり、街づくりについて考えていく必要があります。

5

あなたの住まいのUD点検